

告 示

埼玉県告示第四十三号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

- イ 一―二―「一―（四―ブロモフェニル）エチル」ピペリジン―四―イル―
―一・三―ジヒドロ―二*H*―ベンゾ「*d*」イミダゾール―二―オン（通称名B
r o r p h i n e）及びその塩類
- ロ 五―（シクロヘキシルメチル）―二―（二―フェニルプロパン―二―イル）
―二・五―ジヒドロ―一*H*―ピリド「四・三―*b*」インドール―一―オン（通
称名C U M Y L―C H―M E G A C L O N E、C U M Y L―C H M E G A C L
O N E、C H M―S G T―一五―）及びその塩類
- ハ メチル―二―「七―アザ―一―（五―フルオロペンチル）―一*H*―インド―
ル―三―カルボキサミド」―三・三―ジメチルブタノアール（通称名5 F―M
D M B―P 七 A I C A）及びその塩類

二 効力発生の日

令和四年一月二十日